

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：平成23年8月23日（火）

担当課：都市施設部 道路安全対策課

件名：第9次大和市交通安全計画（案）について

提案理由：第9次大和市交通安全計画の策定に伴う市民意見公募手続き等を行うにあたり、その骨子（案）について了承を得るため

内容：

1. 背景

- ・昭和46年6月に、車社会の急速な発展による道路交通事故死傷者の著しい増加等に対応するため、交通安全対策基本法（以下、「法」という）が制定された。
- ・国、県では9次にわたり交通安全基本計画、交通安全計画を策定している。
- ・本市では昭和46年以降8次にわたり大和市交通安全計画を策定している。

2. 第9次大和市交通安全計画の位置づけ

- ・国が定めた「第9次交通安全基本計画」、「第9次神奈川県交通安全計画」を踏まえ、法第26条第1項の規定に基づき策定する市の法定計画である。
- ・また、第8次大和市総合計画の「安全と安心を感じられるまち」を支える個別計画としても位置づけるものである。

3. 計画の概要

(1) 計画期間

- ・平成23年度～平成27年度（5年間）

(2) 目的

- ・人命尊重の理念に基づき、交通事故がもたらす社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すことを目的とする。
- ・本市の道路環境や交通事故の特徴を踏まえた交通安全対策の指針とする。

(3) 目標値（H27年）

	第8次	H22年実績	第9次
交通事故死者数	4人以下	2人	4人以下
交通人身事故件数	1,750件以下	1,420件	1,200件以下
自転車事故件数	400件以下	448件	350件以下
高齢者交通事故件数	200件以下	325件	200件以下

(4) 交通安全対策

○道路交通の安全

従来の方策を継続するとともに、社会情勢の変化に対応する新たな課題を勘案し、県計画の8つの方策のうち市に関連する7つの方策により交通安全対策を実施する。

<7つの方策>

- ・道路交通環境の整備
- ・交通安全思想の普及徹底
- ・安全運転の確保
- ・車両（自転車）の安全性の確保
- ・道路交通秩序の維持
- ・救助・救急活動の充実
- ・交通事故被害者等に対する支援

○踏切道における交通の安全

県計画に基づき交通安全対策を実施する。

<方策>

- ・踏切道の立体交差化及び道路改良等の整備の促進

4. 取り組み方法

- ・大和市が主体となり、交通管理者、道路管理者等が、それぞれの役割分担に応じた責務に取り組む。
- ・方策の進捗状況や関連する事務事業評価結果の把握等に努めるとともに、関係課と連携を図りながら、目標達成を目指す。

経過

H18～22	第8次大和市交通安全計画
H23. 3. 31	第9次交通安全基本計画策定（国）
H23. 4. 26	第9次神奈川県交通安全計画策定
H23. 6. 2	庁内総務担当課長会議

今後の予定

H23. 10～11	意見公募手続き及び大和市交通安全対策協議会において意見交換を実施
H23. 12	第9次大和市交通安全計画の策定